

山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件 として定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、県行政に係る総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定等を議会の議決事件として定めることにより、総合計画の策定等に際して議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政を推進することを目的とする。

(議会の議決)

第2条 知事は、総合計画を策定し、又は変更する場合は、総合計画の基本的な事項について議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。